

## 平成27年有田市議会12月定例会

### 議事日程（第4号）

平成27年12月22日 午前10時開議

- 日程 1 議案第52号 有田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
- 日程 2 議案第53号 有田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程 3 議案第54号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程 4 議案第55号 有田市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程 5 議案第56号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 日程 6 議案第57号 有田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
  
- 日程 7 議案第58号 有田市ふるさと応援基金条例
- 日程 8 議案第60号 平成27年度有田市一般会計補正予算（第4号）
- 日程 9 議案第61号 平成27年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程 10 議案第62号 平成27年度有田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程 11 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願
  
- 日程 12 議案第63号 教育委員会の委員の任命について
- 日程 13 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程 14 議案第64号 工事請負契約について
- 日程 15 意見書案第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出について
- 日程 16 意見書案第2号 「和歌山県が示す農地転用基準の厳格化の見直しについて」に関する意見書の提出について
  
- 日程 17 要望書案第1号 有田市立病院の医療提供体制の充実を求める要望書の提出について
  
- 日程 18 議員派遣の件について
- 日程 19 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について

---

### 会議に付した事件

- 日程 1 議案第52号 有田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例から
- 日程 19 各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてまで

出席議員 15名

1番	一ノ瀬 敦子	2番	池田 敦城
3番	上山 寿示	4番	岡田 行弘
5番	玉木 久登	6番	児嶋 清秋
7番	万賀 幸雄	8番	中谷 桂三
9番	辻本 意典	10番	堀川 明
11番	生駒 三雄	12番	宇野 博治
13番	福永 広次	14番	西口 正助
15番	浜口 元司		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月 良男	副市長	成川 満
教育長	田中 政彦	経営管理部長	辻川 和希
経営管理部理事	嶋田 博之	経営管理部参事	喜多 俊充
市民福祉部長	嶋田 勇嗣	経済建設部長	林 慶造
経済建設部参事	貴志 浩年	水道事務所長	河野 孝司
教育次長	谷輪 吉伸	消防長	山本 崇
病院事務長	田代 利彦	経営企画課長	大松 満至
防災安全課長	御前 一晃	総務課長	宮崎 三穂子
市民課長	大谷 せつ子	生活環境課長	嶋田 実明
福祉課長	馬倉 三喜	健康課長	山崎 希恵
高齢介護課長	岩田 吉広	産業振興課長	松村 尚彦
有田みかん課長	北口 敦夫	業務課長	桑原 幸男
会計管理者	栗山 京三	教育総務課長	伊藤 正人
生涯学習課長	田中 聡	消防本部次長	田邊 隆義
医務課長	神保 佳紀		

議会事務局職員

局長	境 正吉	次長	森川 直子
書記	大谷 真也		

午前10時00分 開議

○議長（福永広次君） ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

○議会事務局長（境 正吉君） 報告いたします。

12月22日付、有市総イ第1063号をもって、市長から議長に宛て、議案第64号、工事請負契約についての送付を受けました。

12月22日付をもって、池田敦城議員外6人の方々から、意見書案第1号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出についてが提出されました。

次に、12月22日付をもって、辻本意典議員外6人の方々から、意見書案第2号、「和歌山県が示す農地転用基準の厳格化の見直しについて」に関する意見書の提出についてが提出されました。

次に、12月22日付をもって、池田敦城議員外6人の方々から、要望書案第1号、有田市立病院の医療提供体制の充実を求める要望書の提出についてが提出されました。

それぞれお手元へ配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（福永広次君） 以上で、諸般の報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、議案第52号から日程11、請願第1号までの議案10件及び請願1件を一括議題とし、各委員長から審査の結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、総務建設委員会委員長辻本意典君。

○総務建設委員会委員長（辻本意典君） 総務建設委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件につきましては、12月11日午前10時より当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号及び議案第58号につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、有田市農業委員会より提出されました和歌山県が示す農地転用基準の厳格化についての要望に関しては、意見書を和歌山県知事宛てに提出することに決しましたので、以上で総務建設委員会からの報告を終わります。

○議長（福永広次君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員会委員長池田敦城君。

○文教厚生委員会委員長（池田敦城君） 文教厚生委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、12月11日午前10時から当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第52号、有田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願については、採択すべきものと決しました。

以上で、付託されました案件に対する報告を終わります。

なお、当委員会では、有田市立病院の医療提供体制の充実を求める要望について提案があり、要望書を提出することに決しました。

以上で、文教厚生委員会からの報告を終わります。

○議長（福永広次君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、予算決算委員会委員長玉木久登君。

○予算決算委員会委員長（玉木久登君） 予算決算委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました補正予算の案件について、12月14日午前10時より当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第60号、議案第61号及び議案第62号につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、平成27年度有田市一般会計補正予算（第4号）、第2款総務費、12目防災費については、防災面の改善を含む複合的な要素と今後のみかん海道の考え方が提示され、その件について多くの質疑がなされ、これからのみかん海道の将来的な考え方、また、逢井地区へのループによる水の安定供給並びに避難路整備、林野火災の対処など一定の理解がなされた。今後の防災に対する考え方については、市内全体の防災拠点の整備の平等性に重点を置くこと、インフラ整備についての方向性についてなど、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で、予算決算委員会からの報告を終わります。

○議長（福永広次君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより各案件の審議に入ります。

まず、日程 1、議案第52号であります。

これより議案第52号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、議案第52号は、これを可決することに決しました。

次に、日程 2、議案第53号であります。

これより議案第53号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程 3、議案第54号であります。

これより議案第54号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、日程 4、議案第55号であります。

これより議案第55号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、日程 5、議案第56号であります。

これより議案第56号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、日程 6、議案第57号であります。

これより議案第57号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程7、議案第58号であります。

これより議案第58号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、日程8、議案第60号であります。

これより議案第60号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、日程9、議案第61号であります。

これより議案第61号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、日程10、議案第62号であります。

これより議案第62号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程11、請願第1号であります。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、請願第1号は採択することに決し

ました。

次に、日程12、議案第63号、教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

これより議案第63号を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（福永広次君） ただいまの出席議員数は議長を除き14人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（福永広次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（福永広次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席順に投票を願います。

〔議員投票〕

○議長（福永広次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（福永広次君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番生駒三雄君、12番宇野博治君のお2人を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（福永広次君） 投票結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成14票。

反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、本案は原案に同意することに決しました。

次に、日程13、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてであります。

本件については、地方自治法第182条並びに同条第2項の規定により、議会において選挙することになっております。

この選挙方法についてお諮りいたします。

地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とし、議長において指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。選挙管理委員会委員に、森川秀和氏、橋本恵一氏、山口勇氏、狗巻文男氏。

次に、補充員について補充の順に申し上げます。松谷富治氏、児嶋清仁氏、林和男氏、藤本忠信氏。以上です。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました8人の方々を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人とされることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の方々が選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

なお、当選されました8人の方々には、後刻、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

次に、追加提案されました日程14、議案第64号、工事請負契約についてを議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。望月市長。

〔市長 望月良男君 登壇〕

○市長（望月良男君） ただいま追加上程されました議案について、その概要を御説明申し上げます。詳細につきましては、参与員から補足をさせることにいたします。

議案第64号は、工事請負契約でございます。去る12月2日に開札した、（仮称）有田市地域交流センター新築工事について、入札結果を得ましたので、契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上甚だ簡単でございますが、提出議案について私の説明を終わります。

何とぞ、御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（福永広次君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を許すことにいたします。宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎三穂子君） 議案第64号、工事請負契約について補足説明を申し上げます。

議案第64号は、（仮称）有田市地域交流センター新築工事についての契約でございます。

内容につきましては、契約金額26億9,352万円。契約の相手でございますが、浅川・三谷特定建設工事共同企業体、代表者、和歌山市小松原通三丁目69番地、株式会社浅川組、取締役社長、栗生泰廣でございます。

工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。



以上で、議案第64号についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（福永広次君） 説明漏れはありませんか。――以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより追加提案されました議案の質疑に入ります。

議案第64号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。15番浜口元司君。

〔15番 浜口元司君 登壇〕

○15番（浜口元司君） 地域交流センターの契約についてでございます。金額的とかそういう面ではなしに、この工事に対するいわゆる市内業者、そしてまた市外の大手業者、総合得点で入札参加という経緯であったと聞き及んでおります。

今回、この入札に参加されたのが2社ということであります。27億何がしの設計に対して、どうして建設業者が、この不況の中、2社しか参加しなかったのか、その辺について思い当たる節があれば当局から説明いただきたい。

もう一度言いますよ。これだけの大型工事でありながら2社のみしか入札に参加しない。どのように捉えてるのかお聞きしたいと思えます。

○議長（福永広次君） 嶋田経営管理部理事。

○経営管理部理事（嶋田博之君） お答えいたします。

今回の入札の条件つき一般競争入札ということでございますが、その条件の中で市内業者と共同企業体という形で、いわゆるJVという形で参加させることを条件といたしております。

いわゆる総合評定値という、いわゆる点数でございますが、その点数で言いますと、市内業者の中では合計10社がその条件を満たしております。そういうことで、条件つき一般競争入札ということで広く参加を求めるような形ではございますが、その条件の中で市内業者を参加させることを必須条件としている関係で最大でも10社ということにはなります。

そんな中で、今回の設計について、人件費の高騰とか資材の高騰、そういったこともあって設計額も非常に厳しかったのではないかなと、そういう中で結果的に2社の参加になったのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（福永広次君） 15番浜口元司君。

〔15番 浜口元司君 登壇〕

○15番（浜口元司君） 今回、有田市にとってはまれに見る大型工事であると。いわゆる条件つき、総合点数等々で市内業者のみでは施工できないということで、市内業者が1社、2社、そしてまた市外業者で点数は十分とどいている業者とのいわゆるJV、お互いに共同企業体でやっていただくと。私は、この方法については、まあまあいい制度かなと思いつつ考えておったんですが、いざ入札に参加してくれた業者が2社しかなかったと。もっと多くの業者がこの事業に入札に参加していただけるものかなと、こう思っておったんですが、2社であったので余りにも寂しいな。人件費の高騰もあろう、資材的なもんもあろう、しかし、建設業者にとっては27億云々の工事は非常に大型工事として受注したいという気持ちがあったと思うんです。にもかかわらず2社でやったというのは、有田市が

人気なかったかな、それとも設計上に何か瑕疵があったのかな、いろいろ私なりに考えてみた。そうして結論的に言わせていただくと、あなた方がやっているこの制度は確かに総合点数もろもろであるんやけど、有田市内に10社しかない資格者が持つておる資格のある業者と大手業者のJ V、大手業者は全然有田の業者を知らないんですよ。どなたか有田市内にJ V組むところないですか。組みたいです。しかし、市内の業者がこの方とJ Vを組んでしまうと資格者がそれにとられてしまう。市長、わかる。

例えば資格者、1級建築施工管理士、また、一級建築士なら1名しかない。その1名しかない会社が市外の業者とJ Vを組む、そうすると今度自分とこの本体の自分とこ自身の工事に支障を起こすというのが最大の原因であると。

これからこういった大型工事が有田市になかろうと思うんですが、確かにそのやり方としてはよかったのかな。しかし、市内の建設業者にとっては従事者が余り多くない。1名しかなければもうこのJ Vにとられてしまうと来年の3月までほかの仕事を携われない。これはもう従事者というのは張りつけやからね。そういったデメリットのことについて市内業者が市外の業者とのJ Vに参加しなかったのかなと。

いずれにしても、十分考えて今後こういった大型工事はなかろうとは思いますが、今後こういったときには十分配慮してもらわないと、地元業者を優先的に何とかしたいんや、逆に地元業者はそうしたくとも資格者がない。5名も6名もあれば1名出せるんやけど、1名しかなければそれに出してしまったら自分ところの仕事ができない。こういった声があることをこの契約に関して申し上げておきたいと思います。

市長、今後こういう工事はないと思うんやけど、あったときには十分、いわゆる審査してもらわんと、これ市内業者にとっては余りありがたい制度であるというように思いますので、よろしく考慮していただきたいと。今後についてですよ。この件についてはもう終わったことですので私は何ら言いません。

以上です。

○議長（福永広次君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程15、意見書案第1号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出について、日程16、意見書案第2号、「和歌山県が示す農地転用基準の厳格化の見直しについて」に関する意見書の提出について及び日程17、要望書案第1号、有田市立病院の医療提供体制の充実を求める要望書の提出についてを一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

意見書案第1号につきまして、2番池田敦城君。

○2番（池田敦城君） 意見書案第1号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

昨今の相次ぐ青少年の凶悪事件等に見られるように、青少年犯罪の多様化に加え、インターネット・スマートホン等の情報通信の発展とともに、有害情報に触れる機会の増加により、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しております。これらの問題は、それらを扱う我々人間にあり、根本的な人づくり教育の改善が必要不可欠であると思われま

す。しかし、人生経験の浅い青少年の健全育成のためには、有害な環境から青少年を守るため、国や地方公共団体、事業者、そして保護者等の責任を明らかにする包括的、体系的な法整備が必要であると考えます。

「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」の制定を国に要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

文案は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位におかれましては御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（福永広次君） 次に、意見書案第2号につきまして、9番辻本意典君。

○9番（辻本意典君） 意見書案第2号、「和歌山県が示す農地転用基準の厳格化の見直しについて」に関する意見書（案）の提出について、提案理由の説明をさせていただきます。

知事は、本年8月に「守ります、まちと優良農地」として、農地転用抑制を発表し、転用の厳格化を進めてまいりました。

農地転用許可権限者である和歌山県に、転用基準を見直しし、適正な判断において許認可事務を遂行していくことを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

本文は、お手元に配付しております。

議員各位におかれましては御理解をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（福永広次君） 次に、要望書案第1号につきまして、2番池田敦城君。

○2番（池田敦城君） 要望書案第1号、有田市立病院の医療提供体制の充実を求める要望書について、提案理由の説明を行います。

有田市立病院の医師確保についてであります。特に産科医の確保は急務であり、市当局も努力いただいておりますが、議会といたしましても市と同様に努力しなければならない最重要課題であります。

そこで、市立病院に対する医療提供体制の充実を求めるため、和歌山県知事、和歌山県立医科大学学長、県選出国會議員、県議會議長に、会議規則第14条の規定により、要望書を提出しようとするものであります。

文案は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位におかれましては御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（福永広次君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

意見書案第1号につきまして、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、意見書案第2号につきまして、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、要望書案第1号につきまして、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

意見書案第1号、意見書案第2号及び要望書案第1号については、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号、意見書案第2号及び要望書案第1号は、委員会の付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を起立により採決いたします。

意見書案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可

決されました。

次に、意見書案第2号を起立により採決いたします。

意見書案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、要望書案第1号を起立により採決いたします。

要望書案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永広次君） 全員起立であります。よって、要望書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程18、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、会議規則第166条第1項及び第2項の規定により、お手元へ配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されました。

次に、日程19、各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてであります。

各委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元へ配付の申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

これにて今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会

議規則第 8 条の規定により、平成27年有田市議会12月定例会を閉会いたします。

午前 1 0 時 4 7 分 閉会